

3 運用体制の整備

(1) 運用体制の確保

いざという時の通信体制を確保するため、勤務時間外（夜間・休日など）でも、要員が速やかに配置できる体制を確立しておく必要があります。

考えられる休日の防災体制は、以下のとおりです。

ア 非常通信担当者を交代制で配置し対応

イ 他機関の要員を配置し対応

ウ 宿直している要員で対応

エ 要員を近隣に居住させ、連絡後すぐに駆けつけることで対応

アの場合は、防災行政無線等の通信機器を取扱いに慣れた非常通信担当者が速やかに対応可能で最も望ましい体制です。

イ及びウの場合は、非常通信担当者以外が通信機器を操作するので、その取扱方法の研修及び操作マニュアルの整備が必要です。それ以外にも、各機器の名称（例：県防災行政無線、同報系、災害時優先電話）並びにスイッチ類の名称及び操作手順を記したシールをはるなど細かな工夫も有効です。

エの場合は、対応可能な体制が整備されるまで時間がかかるので望ましい体制ではありません。

ア～エ、いずれの場合においても、しっかりとした要員の非常参集・連絡体制を整備が必要ですが、エはア～ウよりそれを強く求められます。

(2) 非常通信行動マニュアルの作成

災害発生時には、短時間に多くのことを処理するので、的確かつ円滑に行動できないおそれがあります。それを防ぐため、災害発生時に非常通信担当者の行動をあらかじめマニュアルとして作成し、整理する必要があります。

マニュアルを作成することで、災害発生時においてとるべき行動の確認及び見直しができ、効果的に行動できます。

参考として、勤務時間外に大地震が発生した場合の市町村を例に、発災直後の非常通信行動マニュアルとして必要な項目を以下のとおり示します。

(参考例)

1 担当職員の非常参集

あらかじめ災害の程度に応じて非常参集職員、連絡方法を決めておく。

2 災害に関する情報の迅速かつ的確な収集・伝達

(1) 津波警報・避難情報等の災害情報の収集・伝達

ア 都道府県防災行政無線による都道府県からの情報収集のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

イ 市町村防災行政無線同報系による住民への周知のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

ウ 市町村防災行政無線移動系（車載局を配備した広報車）との通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(2) 発災直後の被害の第1次情報等の収集・伝達

ア 市町村防災行政無線移動系（携帯・可搬型）による情報収集のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

イ 都道府県との通信の確保

(ア) 都道府県防災行政無線による被害情報等の伝達のための通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(イ) 衛星通信系が導入されている場合には衛星通信系による通信確保状況の確認、停電の場合には、非常用電源の稼働。

(ウ) 都道府県防災行政無線による伝達が困難な場合には、

A あらかじめ作成してある通信計画に沿って災害時優先電話、災害応急復旧用無線、孤立防止用無線、公衆電話等により都道府県との通信を確保。

なお、通信の確保ができない場合、他の機関の通信網を利用。

B さらに通信の確保ができない場合には、地方又は地区非常通信協議会に非常通信の取扱要請の依頼を行う。

3 通信設備の使用に際し異常が認められた場合には、障害復旧に努めるとともに、保守委託業者に連絡をとり、迅速な通信機能の回復を図る。

4 都道府県に対して、防災行政無線の被害状況等について報告を行う。

(3) システムの自動化

いち早く伝達が必要な災害に対応するため、自動的に起動し伝達できるシステムを構築することが重要です。

例えば、地震発生後の津波は、数分以内に到達するケースもあり、1秒でも早く付近の住民に対して津波予報を伝達する必要があります。気象庁や管区气象台からの津波予報が、都道府県→市町村→住民と、それぞれ人手を介して伝達され、住民に伝達した時には既に津波が到達していたというケースが過去にありました。

そこで、なるべく人手を介さずに津波予報を伝達するシステムの整備が、北海道や東京都（島しょ部）、和歌山県などで行われています。

○北海道

札幌管区气象台の津波予報を地上系及び衛星系で道庁が受信後、地上系及び衛星系（スーパーバード）で支庁及び市町村へ自動伝送。市町村の同報系が自動起動し、住民に避難警報等の情報を自動的に通報する。

○東京都

気象庁本庁の津波予報を、気象衛星ひまわりで直接区町村が受信。区町村の同報無線装置が自動起動し、住民に津波予報が自動的に通報される。

○和歌山県

大阪管区气象台の津波予報を、地上系及び衛星系（気象衛星ひまわり）で県庁が受信後、市町村の同報無線装置が起動し、津波情報が直接屋外拡声器から流れる。

(4) システムの停電対策

大地震などの災害発生直後には、商用電源が停電することがあります。通信システムが稼働するためには電力が必要ですが、停電時においても通信システムを稼働させるには、非常用電源を設置する必要があります。

あわせて、非常用電源を稼働させるための燃料と冷却水（水冷式の場合）も備蓄します。

商用電源ではなく、バッテリーで稼働する携帯型の無線端末でも、停電中のバッテリー切れに備えて、予備のバッテリーを用意します。さらに、これらのシステムを稼働させる備品類の定期的なチェック体制を確立します。

特に、非常時のみ使用する端末については、バッテリー充電量の確認等保守を怠らないよう注意が必要です。